

今後の進め方について（案）

1 地域医療構想ワーキンググループについて

- (1) 地域医療構想調整会議での協議を効果的・効率的に行うため、引き続き、一部の委員で構成するワーキンググループを設置し、会議を適宜開催する。
- (2) ワーキンググループの構成員及び協議事項は昨年度と同じとする。
 - ア 構成員：別紙委員名簿のとおり
 - イ ワーキンググループにおける協議事項
 - (ア) 次回の地域医療構想調整会議での協議事項の論点の整理
 - (イ) 次回の地域医療構想調整会議で協議・決定すべき報告書等の原案作成
 - (ウ) その他構想調整会議から求められた事項等
- (3) 地域医療構想調整会議の議長がワーキンググループの議長を兼ねる。

2 次回以降の開催予定

- (1) 開催方法

資料1の理由から、次回以降も、今回と同様の合同会議とする。
- (2) 開催時期及び内容（予定）
 - ア 12月上旬 第2回合同会議
 - 病床機能の分化と連携について
 - 在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施について
 - イ 2月下旬 第3回合同会議
 - 地域保健医療計画の進捗状況について
 - 次期地域保健医療計画の策定に向けた課題について
 - 地域包括ケアシステムの構築について

3 呉地域保健医療計画推進小委員会について

今年度の「地域保健医療計画進捗状況」の資料を作成して委託元の県に報告するため、連年どおり、呉地域保健医療計画推進小委員会を次のように開催する。

時期（予定）	協議事項（案）
第1回（11月上旬）	・ 報告書の作成方針等を協議決定 （会議後、その方針に基づいて、各構成団体に実施状況を照会）
第2回（1月下旬）	（照会結果を取りまとめた後に開催） ・ 報告書（案）について協議決定 （→企画調整委員会に提出）

4 会議の公開について

(1) 公開の理由

ア 地域保健医療計画は、関係機関や住民が理念や取組方針等を共有することを目的とするものであり、関係機関や住民に開かれた議論を行い、広く意見を募ることが望ましい。

イ 地域医療構想調整会議は、県が設置する公の会議であり、原則として、広く公開することが求められる。

ウ 地対協企画調整委員会についても、公的な会議であり、原則として、公開することが望まれる。

(2) 公開の方法

ア 会議資料及び議事要旨を県（西部保健所呉支所）のホームページに掲載する。

イ 会議の傍聴を認める。

(3) その他

個別の医療機関についての協議を行う場合など、公開が不相当と認められる議題については、会長の判断により非公開とすることができるものとする。